

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人天野スポーツ振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、スポーツ振興に関する事業を行い、スポーツの普及や心身の健全な育成と発展に寄与し豊かな人間性を涵養^{かんよう}することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会やスポーツ振興に関する教室・講演会の開催など、スポーツの普及や心身の健全な育成と発展に関する事業を実施する個人又は団体、並びに全国大会などへ出場する個人又は団体への経済的支援(助成)を行うとともに、各種スポーツ大会において優秀な成績をあげた個人又は団体、並びにスポーツの普及や心身の健全な育成と発展に貢献した個人又は団体を顕彰(表彰)する。
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

2 前項の事業については、広島県(特に福山市及びその周辺)において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、理事会が別に定める自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人への移行時の基本財産として別表1に記載した財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 8 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第 9 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

(経費の支弁)

第 10 条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下、「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第 1 項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 12 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書と財産目録(以下、「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを

記載した書類

- 3 前2項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに法令で定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
- 5 第2項第4号の書類には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「公益法人認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し記載するものとする。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員3名以上を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

(選任等)

第15条 評議員の選任および解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受ける法人をいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員会長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第 16 条 評議員は、評議員会を構成し、第 19 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定める個別の権限を行使する。

(任期)

第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、辞任または任期満了後においても、第 14 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 18 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程によるものとする。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、全ての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の一週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知をしなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、

評議員会を開催することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員会長がこれにあたる。

- 2 評議員会長が欠けたとき又は評議員会長に事故があるときは、出席した評議員の互選により、評議員会の議長を定める。

(定足数)

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 26 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 27 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、理事長が議事録を作成し、評議員会議長及び理事長はこれに記名押印するものとする。

- 2 第 26 条の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合は、議事録に代わる書類を保存するものとする。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 29 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を理事長、1 名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第 30 条 理事及び監事は評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者の合計数は、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 31 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、この法人の事務局長を兼務することができるものとし、理事長の命を受けて業務を執行するものとする。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合、その他正当な理由がある場合として政令で定める場合はこの限りではない。

(監事の職務と権限)

第 32 条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認められるときは意見を述べること。

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) 評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をすること。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合、その他正当な理由がある場合として政令で定める場合はこの限りではない。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 33 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第 29 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第 34 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき。

(報酬等)

第 35 条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並

びに費用に関する規程によるものとする。

(取引の制限)

第 36 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 37 条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 38 条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたうえで選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払をすることができ、その支払いは評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を準用するものとする。

(顧問の職務)

第 39 条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 40 条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第 41 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び常務理事の選定および解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) この法人の事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 37 条の責任の免除
- (7) その他、この法人の運営の根本若しくは基本方針に関わること

(種類及び開催)

第 42 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第 32 条第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 43 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第 3 項第 3 項による場合は理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 44 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序

に従い、出席した理事のうち 1 人を理事会の議長とする。

(定足数)

第 45 条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 46 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長が裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 47 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 48 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 31 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 49 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

- 2 第 47 条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合は、議事録に代わる書類を保存するものとする。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 15 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 54 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

- 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の議決を経て、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 15 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 公益法人認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 51 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁へ届け出なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 53 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益法人認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 55 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができ、その支払いは評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を準用するものとする。
- 3 委員会の委員は、理事、評議員、学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 56 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長(常務理事の兼務可能)と所要の職員は理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第 57 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める機関(理事会及び評議員会)の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 58 条第 2 項の定めによるものとする。

第 8 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 58 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 59 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は理事会の決議により別に定めるものとする。

(公告)

第 60 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 9 章 補則

(委任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、当該解散の登記の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、当該設立の登記の日を公益法人の事業年度の開始日とする。尚、公益法人移行の際の特例民法法人の事業報告及び決算は、公益法人が引き継ぐものとする。
3. この法人の最初の理事長(代表理事)は天野肇、常務理事(業務執行理事)は前田哲男とする。
4. この法人の最初の 評議員は、別表 2 のとおりとする。
5. この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別表 3 のとおりとする。

別表 1

移行時の基本財産（第 7 条関係）

基 本 財 産	金 額
預金及び利付国債などの投資有価証券	1,109,100,000 円

別表 2

公益財団法人移行後最初の評議員

氏 名		
評議員	江 草 悟	
	門 井 健	
	平 松 携	
	松 岡 勝	

別表 3

公益財団法人移行後最初の役員

氏 名		
理事長	天 野 肇	代表理事
常務理事	前 田 哲 男	業務執行理事
理事	伊 藤 泰 昭	
	藤 井 幹 康	
監事	石 井 敬 三	
	日 下 真 吾	

原本に相違ありません。

令和 7 年 4 月 1 日

広島県福山市東深津町四丁目 9 番 20 号

公益財団法人天野スポーツ振興財団

理 事 長 前 田 哲 男